四　二酸化炭素放出抑制装置（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第四十九条に規定する二酸化炭素放出抑制装置をいう。第一条の二十六第一項第三号において同じ。）の全部若しくは一部の変更又は取替えを伴う改造（当該装置の性能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

五　前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる改造と同等以上に二酸化炭素の放出量を増大させ、又は減少させるものとして国土交通大臣が認める改造

（航海の態様が特殊な船舶及び構造が特殊な推進機関）

第一条の二十三　法第十九条の二十六第二項の航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一　船舶安全法施行規則第一条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる船舶

二　海上保安庁の使用する船舶

三　前二号に掲げるもののほか、航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶

2　法第十九条の二十六第二項の構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関は、次に掲げる推進機関とする。

一　電気推進機関

二　主機にタービンを使用する推進機関

三　前二号に掲げるもののほか、構造が特殊なものとして国土交通大臣が定める推進機関

（手引書承認等の引継ぎ）

第一条の二十四　法第十九条の二十五第一項に規定する承認及び法第十九条の二十六第一項に規定する確認（以下「指標確認」という。）（以下「手引書承認等」という。）を申請した者は、申請に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶が当該手引書承認等を申請した地方運輸局長以外の地方運輸局長の管轄する区域内に移転した場合は、当該手引書承認等を申請した地方運輸局長に手引書承認等引継申請書（第一号の五の二様式）を提出して、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への手引書承認等の引継ぎを受けることができる。

（手引書承認等の申請）

第一条の二十五　手引書承認等を受けようとする者は、手引書承認等申請書（第一号の五の三様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

（添付書類）

第一条の二十六　手引書承認等申請書には、指標確認を受けなければならない場合にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　船舶の製造仕様書

二　二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書

三　二酸化炭素放出抑制装置を設置する場合にあつては、次の書類

イ　二酸化炭素放出抑制装置の製造仕様書

ロ　二酸化炭素放出抑制装置の構造及び配置を示す図面

2　地方運輸局長は、手引書承認等のため必要があると認める場合において前項各号に掲げる書類のほか必要な書類の添付を求め、又は同項各号に掲げる書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

（指標確認の準備）

第一条の二十七　指標確認を受けようとする者は次に掲げる準備をするものとする。

一　船舶（第一条の二十二各号に掲げる改造を行つた場合においては、当該改造後の船舶。次号において同じ。）の設計についての水槽による推進性能試験

二　船舶についての実地による推進性能試験

2　地方運輸局長は、指標確認のため必要があると認める場合において前項の準備のほか必要な準備を求め、又は同項の準備の一部についてその省略を認めることができる。

第一章の六　国際二酸化炭素放出抑制船舶証書

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書）

第一条の二十八　法第十九条の二十七第一項の規定により交付する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、第一号の五の四様式によるものとする。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付申請）

第一条の二十九　法第十九条の三十第二項の船級協会（次項において単に「船級協会」という。）が二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶（以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。）に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書（第一号の五の五様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

2　国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　船級協会の二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に関する書類

二　船級協会の二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に関する書類（指標確認を受けなければならない船舶に限る。）

三　船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付）

第一条の三十　船舶所有者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失し、又はき損した場合は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書（第一号の五の六様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

2　国際二酸化炭素放出抑制船舶証書再交付申請書には、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（き損した場合に限る。）及び二酸化炭素放出抑制航行手引書を添付しなければならない。

3　国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失うものとする。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換え）

第一条の三十一　船舶所有者は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書換申請書（第一号の五の七様式）を地方運輸局長に提出し、その書換えを受けなければならない。

2　国際二酸化炭素放出抑制船舶証書換申請書には、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書及び二酸化炭素放出抑制航行手引書を添付しなければならない。

3　第一項の規定により国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換えを受けようとする事項が船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第二項に規定する船舶国籍証書又は同法第十三条第一項に規定する仮船舶国籍証書に記載された事項に係るものである場合は、これを地方運輸局長に提示しなければならない。

4　地方運輸局長は、第一項の規定による国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであると認めるときは、書換えに代えて当該国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の裏面にその記載事項の一部を変更した旨及びその変更が効力を有する期間を記載するものとする。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納）

第一条の三十二　船舶所有者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書（第三号の場合にあつては、発見した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一　船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二　船舶が法第十九条の二十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶でなくなつたとき。

三　国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を滅失したことにより国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付を受けた後、その滅失した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を発見したとき。

四　前各号に掲げる場合のほか、船舶が国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を受有することを要しなくなつたとき。